

(お知らせ)

福島第一原子力発電所 1号機可燃性ガス濃度制御系における
運転上の制限の逸脱について

平成 18 年 6 月 29 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

当所 1 号機（沸騰水型、定格出力 46 万キロワット）につきましては、定格出力で運転中ですが、平成 18 年 6 月 21 日に発生した当所 5 号機の可燃性ガス濃度制御系 *¹ における運転上の制限からの逸脱事象 *² に鑑み、当該系統の確認を行ってまいりました。

その過程において、現場に設置された流量変換器 *³ の測定範囲と中央操作室の流量指示計の指示範囲が一致していないため詳細な調査を実施したところ、本日、流量変換器の測定範囲を設定する仕様書の記載データに誤りがあり、それに基づき計器を校正していたことがわかりました。

このため、当該系統内の実流量が流量指示計に適切に表示されず、保安規定で求められている機能 *⁴ が確認できていなかったと判断し、本日午前 11 時 25 分、保安規定第 47 条で定める「運転上の制限」 *⁵ からの逸脱を宣言いたしました。

今後、流量変換器の測定範囲の修正等を行った上で当該系統の運転を実施し、所定の流量が流れることを確認いたします。

また、このような状態となった経緯を含め原因について調査いたします。

なお、これによる外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 可燃性ガス濃度制御系

原子炉冷却材喪失事故時に発生する、可燃性ガス（水素、酸素）が、原子炉格納容器内にたまり、水素と酸素が反応して燃焼を起こす事を防ぐため、水素・酸素ガス濃度を制限値以下になるよう処理する装置。A系、B系の2系統で構成されている。

* 2 当所5号機の可燃性ガス濃度制御系における運転上の制限からの逸脱事象

当該系統において、現場に設置された流量変換器と中央操作室の流量指示計の測定範囲が一致していないこと、および流量変換に用いられている圧力補正回路内の圧力値が本来の値と異なっていることを確認した。このため、当該系統内の実流量が流量指示計に適切に表示されず、所定の流量が流れることを確認できていない判断したことから、保安規定第47条で定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言した。（平成18年6月22日お知らせ済み）

* 3 流量変換器

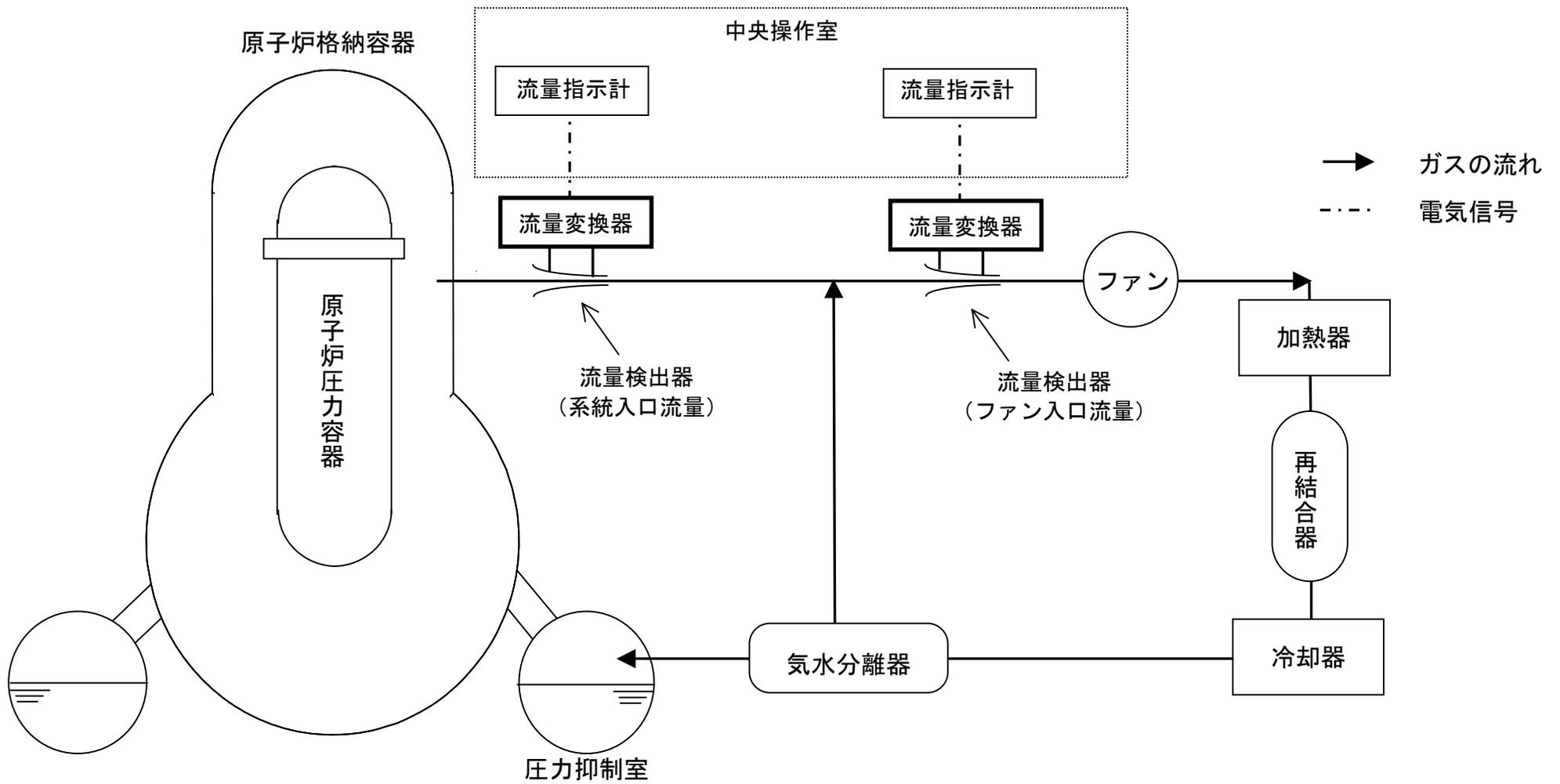
流量検出器で測定された差圧を流量信号に変換する計器で、当該系統の入口流量とファン入口流量の2つがある。

* 4 保安規定で求められている機能

保安規定では「可燃性ガス濃度制御系2系列が動作可能であること」を要求しており、定期事業者検査等で所定の流量が流れることにより、動作可能であることを確認している。

* 5 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっている。



可燃性ガス濃度制御系 系統概略図